



一般社団法人やまと 臨時社員総会議事録

1 開催日時：平成30（2018）年4月18日 11時

1 開催場所：静岡県熱海市伊豆山433-13 ラビスタ伊豆山

1 総社員7名（うち当総会の途中で入社承認された新社員1名）／

1 出席社員：6名（うち当総会の途中で入社承認された新社員1名）／

1 出席理事：上村直／

1 審議事項

議案1 新社員の入社について

議案2 代表理事小野誠の解任及び補欠理事の選任並びに代表理事の新任について

議案3 主たる事務所の移転について

議案4 定款の変更について

1 開会冒頭および議長選任の経過

定刻に至り、一般社団法人やまと（以下「当法人」という）理事上村直（以下「上村理事」という）が司会者となり、臨時社員総会の開会を宣言した。

続けて、上村理事は、現在の社員総数が6名であるところ、本日の出席社員が5名で過半数を超えており、当法人の現行定款（以下「現定款」という）第13条に定める定足数を満たし、当総会が適法かつ有効に成立していることを宣言した。✓

さらに、上村理事は、代表理事小野誠（以下「小野代表」という）が、今月3日から音信不通となり、同日に小野代表へ発送した書留郵便が保管期間経過により今月12日に返戻されており、これらの事実を当法人の顧問税理士事務所（以下「税理士」という）から指摘されているため、現定款12条により、上村理事が小野代表の代わりに当総会の議長となることを宣言し、議案の審議に入った。✓

1 議事の経過の概要及び議決の結果

議案1 新社員の入社について

議長は、別紙1のとおり、新規入社の申込について、承認するか否かを議場に詰ったところ、満場一致で入社を承認した。続けて議長は、承認された新社員を議場に招き、

入社が承認されて社員総数が7名になったことを新社員へ告げ、他の出席社員へ紹介し、
本日の他の議案の審議・議決に新社員が参加することの可否を議場に諮ったところ、満
場一致で参加を承認・承諾した。

議案2 小野代表の解任及び補欠理事の選任並びに代表理事の新任について
議長は、別紙2のとおり、開会冒頭で述べた小野代表の音信不通状態のほか、税理士
からの指摘として、小野代表が、外注先等の領収書といった証票類を添付せずに当法人
の代表印を押捺した請求書を税理士へ送付し、支払義務のない税理士に対し、根拠不明
の金銭支払要求をしている事実を議場に報告した。また、小野代表が当法人の名誉及び
一部の社員のプライバシーを意図的に侵害していると解される映像が存することを議
場に報告した。これらに対して議場からは、小野代表の行為が、当法人の信用を傷つけ、
代表印を持ったまま音信不通になるなど円滑な業務運営を妨害しており、小野代表は
役員として不適格であるとの発言があった。

これを受けて議長が、小野代表を理事及び代表理事から解任すべきか否か議場に諮った
ところ、満場一致で解任を決議した（以下「小野前代表」という）。✓

議長が、小野前代表の補欠理事を選任すべきか否か議場に諮ったところ、満場一致で
選任不要と決議した。議長は、現定款第19条に基づき、上村理事が新代表理事となる
ことを宣言し、上村理事はその就任を承諾した（以下「上村新代表」という）。✓

議案3 主たる事務所の移転について

議長は、当法人の主たる事務所に関し、

東京都板橋区舟渡三丁目2番9号 から

東京都板橋区高島平二丁目26番3-934号

平成30（2018）年4月20日付で移転することの可否を議場に諮ったところ、
満場一致で移転を決議した。

議案4 定款変更について

議長が、別紙3の現定款に関し、別紙4のとおり、議案3の事務所移転を反映させる
ほか、新たな内容（以下「新定款」という）に変更したい旨及びその慎重審議を議場に
諮ったところ、満場一致で新定款への変更及びその施行日を移転日と合致させることを
決議した。 ✓ 4/20 変更

1 議事録署名人及び閉会

以上をもって当総会の全議案の審議が終了したので、議長は、現定款第15条に基
づき、上村新代表が議事録署名人となること及び閉会を宣言し、12時をもって閉会
した。

上記事実を明確にするため、議事録署名人において次に署名押印する。

平成30(2018)年4月18日

議事録署名人（議長及び新代表理事）上村直  以上 /

一般社団法人やまと（以下「やまと」）は、上記第5条及び第6条に基づいて入社を希望する方へ、

面会にて承認をお願い致します。

申込日：平成30(2018)年4月18日

申込者住所：〒336-0092 熊本県宇土市宇土町大字宇土

申込者氏名：黒田 大輔

フリガナ（クロタ ダイスuke

申込者連絡先：090-1467-1234

上記件内の申込者について、やまとは、

社員総会において、入社を承認する旨を承認

致します。

平成30(2018)年4月18日

一般社団法人やまと 代表理事 上村直

1740041

入社申込書

私は、一般社団法人やまと（以下「やまと」という）の目的に賛同したので、やまと定款第5条及び第6条に基づいて入社を申し込みます。つきましては、社員総会にて承認をお願い致します。

- 1 申込日：平成30（2018）年4月17日
- 2 申込者住所：〒336-0042さいたま市南区大谷口5/68-203
- 3 申込者氏名：黒田 大輔、
フリガナ（クロタケ タイスク）
- 4 申込者連絡先：090-4075-1269

入社承諾通知書

上記枠内の申込者について、平成30（2018）年4月18日に開催の社員総会において、入社を承認する決議がなされましたので、その旨を御通知致します。

平成30（2018）年4月18日
一般社団法人やまと 代表理事 上村 直 

以上

一般社団法人やまと 定款

(1日定かん)

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人やまとと称する。
事務所に置くものとする。

(目的)

第2条 この法人は、外部の団体より依頼された事務作業及びその業務のサポートを目的とし、次の事業を行う。

1. 依頼された書類の作成、分類、製本、発送業務
2. 書類受領後の分類、製本、発送等の事務作業
3. その他前条目的を達成するために必要な事業

(主たる事務所の所在地)

第3条 当法人は、主たる事務所を東京都板橋区舟渡三丁目2番9号に置く。

4. 院名

(公告方法)

第4条 当法人の公告方法は、官報に掲載してする。

第2章 社員

(社員)

第5条 当法人の社員は、当法人の目的に賛同して入社した者とする。

(入社)

第6条 当法人の成立後社員となるには、当法人所定の入社申込書により入社の申込をし、社員総会の承認を得なければならない。

一般社団法人やまと 定款

(1日定カン)

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人やまとと称する。

(目的) 当法人の社員に対する運営又は物の取扱い、社員名簿に記載した住所又は社員が主たる事務所に體を置くものとする。

第2条 この法人は、外部の団体より依頼された事務作業及びその業務のサポートを目的とし、次の事業を行う。

1. 依頼された書類の作成、分類、製本、発送業務
2. 書類受領後の分類、製本、発送等の事務作業
3. その他前条目的を達成するために必要な事業

(主たる事務所の所在地)

第3条 当法人は、主たる事務所を東京都板橋区舟渡三丁目2番9号に置く。

4. 除名

(公告方法) 会員の除名は、正当な理由があるときに限り、社員総会の決議によってする。

第4条 当法人の公告方法は、官報に掲載してする。(一般財團法人に関する法律(以下「法人法」という。)第36条及び第49条第2項第1号に定めるところによる)

第2章 社員

(社員) 3. 社員総会

第5条 当法人の社員は、当法人の目的に賛同して入社した者とする。

(入社) 当法人の定時社員総会は、毎年1月の翌日から3か月以内に招集する。

第6条 当法人の成立後社員となるには、当法人所定の入社申込書により入社の申込をし、社員総会の承認を得なければならない。

により代表理事がこれを招集する。代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により他の理事がこれを招集する。

③ 社員総会を招集するには、会日より 1 週間前までに、社員に対して招集通知を発するものとする。ただし、招集通知は、書面ですることを要しない。

(招集手続の省略)

第11条 社員総会は、社員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長の選任の方法)

第12条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により、他の理事がこれに代わる。

(決議の方法)

第13条 社員総会の決議は、法定又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもつて行う。

(議決権の代理行使)

第14条 社員は、当法人の社員又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(社員総会議事録)

第15条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した理事が署名又は記名押印して 10 年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 理事及び代表理事

(理事の員数)

第16条 当法人の理事の員数は、5名以内とする。 ✓

(理事の資格)

第17条 当法人の理事は、当法人の社員の中から選任する。

(理事の選任の方法)

第18条 当法人の理事の選任は、社員総会において総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(代表理事)

第19条 当法人に理事が2人以上いるときは、理事の互選によって代表理事1人を選定するものとする。

① (1名) → 各自代表

(理事の任期)

第20条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

② 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(報酬等)

第21条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 計算

(事業年度)

第22条 当法人の事業年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までとする。

(計算書類等の定時社員総会への提出等)

第23条 代表理事又は理事は、毎事業年度、計算書類（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告を定時社員総会に提出しなければならない。

② 前項の場合、計算書類については社員総会の承認を受け、事業報告については理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

(計算書類等の備置き)

第24条 当法人は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告並びにこれらとの付属明細書を、定時社員総会の日の1週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

第6章 附則

(施行日等)

第25条

- 1 当定款は、平成29（2017）年2月19日に作成され、当法人は、同年3月15日に成立した。
- 2 当定款は、平成29（2017）年8月18日に改定し、同日から施行する。
- 3 当定款は、平成30（2018）年1月1日に改定し、同日から施行する。

以上

(受託事業)

一般社団法人やまと 定款

(新定か)

(前各項に掲げる事項に附帯又は別途規定する事項)

(その他當法人の目的を達成するための事項)

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人やまとと称する。

2 当法人の英文表記は、Japanism Associationとする。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都板橋区高島平二丁目26番3-934号に置く。

2 当法人は、社員総会の決議によって、従たる事務所を必要な場所に置くことができる。

(目的)

第3条 当法人は、日本国の平和、安全及び独立の確保、公平公正及び地域社会の健全な発展、並びにそれを支える人材及び産業の発掘・確保・育成・広報・マッチングの研究、啓発・実践及び普及等を通じた日本国民の福祉向上を主目的とし、それに資するため次の各号の事業を行う。

① 個人又は団体から依頼された書類の調査、分析、作成、製本及び発送等の事務業務

② 議員その他の意見書案・決議案等及び住民その他の請願書・陳情書等の作成・立案等に関する資料の収集・整理・分類及びそれらの助言並びに支援等を行う政策シンクタンク・コンサルティング業

③ 人材及び産業の育成に必要な職業訓練・提言等に関する研修会・講習会・講演会等の企画・運営等を行う講師・学習支援業

④ 募金及び協賛の勧奨活動

⑤ 著述・出版及び物品販売

- ⑥ 受託事業
- ⑦ 前各項に掲げる事業に附帯又は関連する事業
- ⑧ その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法で行う。

第2章 社員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した個人又は団体を社員とする。

- 2 当法人の社員となるには、当法人の所定様式による申込みを行い、社員総会の承認を得なければならない。
- 3 社員は、前項の申込書の記載内容に変更があったときは、遅滞なく当法人へ届出を行わなければならない。

(退社)

第6条 社員は、当法人が別に定めるところにより届出を行うことで、任意に退社することができる。

(除名)

第7条 当法人は、社員が次の各号のいずれかに該当したときは、当該社員を除名することができる。

- ① 当定款その他の当法人が定める規則等に違反したとき。
- ② 当法人の名誉を傷つけ、又は当法人の目的に反する行為をしたとき。
- ③ 当該社員を除く全ての社員が除名に賛同したとき。
- ④ その他除名すべき正当な事由があるとき。

ことができる。

(社員の資格喪失)

第8条 社員が、次の各号のいずれかに該当したときは、その資格を喪失する。

- ① 退社したとき。
- ② 除名されたとき。
- ③ 個人社員が成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- ④ 個人社員が死亡し又は失踪宣告を受け、若しくは法人社員が解散・清算したとき。

第13条 社員総会における議決権は、全ての社員に於いて各々1票とする。

(社員資格喪失に伴う権利及び義務)

第9条 社員がその資格を喪失したときは、当法人に対する社員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 代表理事に事故又は支障があるときは、経営社員総会で議員を選出する。

第3章 社員総会

(社員総会) 社員総会に出席できない社員は、その親族（個人社員の場合に限る）又は他

第10条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後2カ月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

第16条 社員総会の職事については、法令で定めるところにより、職事録を作成し、

(招集) 職事及び出席した理事は、職事録に署名又は記名押捺する。

第11条 社員総会は、法令又は当定款に別段の定めがある場合を除き、理事の過半数の決議又は社員の過半数の請求に基づき、代表理事がこれを招集する。

2 代表理事に事故又は支障があるときは、予め定めた順位により、他の理事又は代表理事が指定した社員が招集する。

3 社員総会の招集通知は、会日の1週間前までに社員に対して発する。ただし、書面で行うことを要しない。

4 全ての社員が同意したときは、前各項の招集手続を経ずに社員総会を開催す

ることができる。

(社員総会の決議)

第12条 社員総会の決議は、法令又は当定款に別段の定めがある場合を除き、出席した社員（法人社員は、その法人において代表権又は代理権のある者が出席）の議決権の過半数をもって行う。

る定期社員総会の終結時までとする。

(議決権の数)

第13条 社員総会における議決権は、全ての社員に対して各1個とする。

(社員総会の議長)

第14条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

2 代表理事に事故又は支障があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

(代理)

第15条 社員総会に出席できない社員は、その親族（個人社員の場合に限る）又は他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

(議事録)

(議事録) 当法人の理事は、原則として作成する。

第16条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、議長及び出席した理事は、議事録に署名又は記名押印する。

づき定める。

第4章 役員

(理事の員数及び代表理事)

第17条 当法人の理事の員数は、5名以内とする。

2 当法人に複数の理事が存するときは、理事の互選で代表理事を選出する。

第6章 雜則

(法令の準拠)

第24条 当定款に定めのない事項は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。

第7章 附則

(施行日等)

第25条

- 1 当定款は、平成29（2017）年2月19日に作成され、当法人は、同年3月15日に成立した。
- 2 当定款は、平成29（2017）年8月18日に改定し、同日から施行する。
- 3 当定款は、平成30（2018）年1月1日に改定し、同日から施行する。
- 4 当定款は、平成30（2018）年4月18日に改定し、同月20日から施行する。

以上

当定款は、平成30（2018）年4月20日現在の最新版に相違ありません。

代表理事 上村 直 



別紙

登記すべき事項

「主たる事務所」 東京都板橋区高島平二丁目26番3-934号
 「原因年月日」 平成30年4月20日移転

「法人の公告方法」 主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法で行う。
 「原因年月日」 平成30年4月20日変更

「目的等」 目的

当法人は、日本国の平和、安全及び独立の確保、公平公正及び地域社会の健全な発展、並びにそれを支える人材及び産業の発掘・確保・育成・広報・マッチングの研究、啓発・実践及び普及等を通じた日本国民の福祉向上を主目的とし、それに資するため次の各号の事業を行う。

- ① 個人又は団体から依頼された書類の調査、分析、作成、製本及び発送等の事務業務
- ② 議員その他の意見書案・決議案等及び住民その他の請願書・陳情書等の作成・立案等に関する資料の収集・整理・分類及びそれらの助言並びに支援等を行う政策シンクタンク・コンサルティング業
- ③ 人材及び産業の育成に必要な職業訓練・提言等に関する研修会・講習会・講演会等の企画・運営等を行う講師・学習支援業
- ④ 募金及び協賛の勧奨活動
- ⑤ 著述・出版及び物品販売
- ⑥ 受託事業
- ⑦ 前各項に掲げる事業に附帯又は関連する事業
- ⑧ その他当法人の目的を達成するために必要な事業

「原因年月日」 平成30年4月20日変更

「役員に関する事項」

「資格」 代表理事

「住所」 東京都板橋区舟渡三丁目2番9号

「氏名」 小野誠

「原因年月日」 平成30年4月18日解任

「役員に関する事項」

「資格」 理事

「氏名」 小野誠

「原因年月日」 平成30年4月18日解任

「役員に関する事項」

「資格」 代表理事

「住所」 埼玉県戸田市中町2丁目14番10号（内田荘209号室）

「氏名」 上村直

「原因年月日」 平成30年4月18日就任

代表権付与

以上





受付	調査	印鑑照合	記入	印鑑入力	枚合	通知	カード
							X
平成30年4月26日 第 112号-							
窓口				法人			

一般社団法人変更登記申請書

0200-05-013015

会社法人等番号

フリガナ
名 称

ヤマト
一般社団法人やまと

主たる事務所

東京都板橋区舟渡三丁目2番9号

登記の事由

③ 主たる事務所、法人の公告方法、目的等および
役員に関する事項の変更
①

登記すべき事項

別紙のとおり

登録免許税

金70,000円 ✓

1. 添付書類

社員総會議事録

1通

就任承諾書（前記議事録にて援用）

定款（前記議事録に新旧の定款を合綴）

印鑑証明書

1通

上記のとおり、登記の申請をします。

平成30年4月26日

OK

東京都板橋区高島平二丁目26番3-934号

申請人 一般社団法人やまと

埼玉県戸田市中町2丁目14番10号（内田荘209号室）
代表理事 上村 直

連絡先の電話番号 03-6281-0915
090-3499-7487



東京法務局 板橋出張所 御中

印紙貼付台紙



30. 4. 26



履歴事項全部証明書

東京都板橋区舟渡三丁目2番9号
一般社団法人やまと

会社法人等番号	0200-05-013015	
名称	一般社団法人やまと	
主たる事務所	東京都板橋区舟渡三丁目2番9号	
法人の公告方法	官報に掲載してする。	
法人成立の年月日	平成29年3月15日	
目的等	<p>目的 この法人は、外部の団体より依頼された事務作業及びその業務のサポートを目的とし、次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 依頼された書類の作成、分類、製本、発送業務 2. 書類受取後の分類、製本、発送等の業務 3. その他本条の目的を達成するため必要な事業 	
役員に関する事項	<p>東京都板橋区舟渡三丁目2番9号 代表理事 小野誠</p> <p>理事 小野誠</p> <p>理事 上村直</p>	<p>平成30年 1月 1日就任</p> <p>平成30年 1月 1日就任</p> <p>平成30年 1月 1日就任</p>
登記記録に関する事項	<p>平成30年1月1日神奈川県川崎市高津区坂戸二丁目7番1-220号室から 主たる事務所移転</p> <p>平成30年 2月 13日登記</p>	

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(東京法務局板橋出張所管轄)

平成30年 4月 12日

さいたま地方法務局川口出張所

登記官

武田 卓也



整理番号 フ189274

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

1 / 1